

橿原市規則第52号

橿原市世界遺産条例施行規則を次のように定める。

令和7年7月31日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市世界遺産条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市世界遺産条例（令和7年橿原市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所有権以外の権利)

第2条 条例第2条第4号に規定する所有権以外の権利とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第2号から第10号までに掲げる権利のことをいう。

(事業事前相談書等の様式)

第3条 次の各号に掲げる事業事前相談書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する事業事前相談書 様式第1号
- (2) 条例第10条第3項第1号に規定する遺構保護同意書 様式第2号
- (3) 条例第10条第4項に規定する意見書 様式第3号

(意見の通知)

第4条 条例第10条第4項の規定による通知は、事業事前相談書の提出があった日から30日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前項の期間内に意見を通知することができない合理的な理由があるときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、当該事業事前相談書を提出した者に対し、その旨及び期間を延長する理由を意見通知期間延長通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 榎原市長

事業事前相談書

榎原市世界遺産条例第9条により指定された区域において、土木工事等の事業実施を下記のとおり計画していますので、榎原市世界遺産条例第10条第1項により、事前相談をいたします。

1. 所在地	榎原市 町		
2. 敷地面積	m ²	建築面積	m ²
3. 事業実施者	氏名等：		
	住 所：		
4. 目 的 (○囲み)	事業実施 農地転用 その他 ()		
概 要 (○囲み)	住宅 共同住宅 店舗 宅地造成 露天駐車場 その他 ()		
5. 担当者連絡先	氏名等：		
	連絡先 住所：〒 TEL		
6. 遺構保護同意書 (○囲み)	遺構保護同意書（様式第2号） 有 ・ 無		

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 檀原市長

住 所
氏 名

遺構保護同意書

下記の土地における土木工事等について、事業事前相談によって世界遺産が有する顕著な普遍的価値の保護に悪影響を与える工法等の見直しを求める意見が市長から通知された場合は、遺構の保護を最優先として上記意見に従った見直しを行い、速やかに必要な対策をとることに同意します。

記

所在地

工事の目的

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

榎原市長

意見書

榎原市世界遺産条例第10条第1項による 年 月 日付け事業事前相談に
対し、以下のとおり意見を表明し、通知します。

記

意見の内容	
-------	--

以上

担当課室

担当者名

連絡先

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

檀原市長

意見通知期間延長通知書

檀原市世界遺産条例第10条第1項による 年 月 日付け事業事前相談に対し、
檀原市世界遺産条例施行規則第4条第2項に基づき、以下の理由により意見を通知
するまでの期間を延長します。

記

延長理由	
延長期間	

以上

担当課室

担当者名

連絡先